

令和 元年 12 月 1 日

社会福祉法人寿光会 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が働きやすい魅力ある環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年 12 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

2. 内容

目標：計画期間内に、女性職員の育児休業の取得率を 80%以上と、
男性職員の育児休業取得促進のために職場風土を整える。

〈対策〉

- 令和元年 12 月 上記内容に関する資料作成
- 令和 2 年 1 月 行動計画の管理職への説明実施
- 令和 2 年 2 月～ 行動計画の管理職から全職員への説明実施